

都市基盤整備公団の民営化について

民営化への取組み

都市公団の役割、200万居住者の不安の解消、地権者・地方公共団体等との信頼関係・連携の確保等に配慮しつつ、可能なものから逐次民営化。

～ステップ1～

管理業務の先行民営化（速やかに）

- 根幹的業務を除き、これまで公団が実施してきた管理業務（入居者の募集・決定、家賃等収納、契約の代行業務、居住者の利便施設の利活用等）を全面的に担う株式会社を設立・移管。
- 公団に残す根幹的な業務は、家賃・サービス水準の決定等居住者の安心確保のために不可欠な業務に限定。



- 高齢者支援サービス、子育て支援サービス、医療サービス、ITサービス等公団では柔軟に対応できなかった高次サービスを提供する創意型業務も関連ニュービジネスとの協働（新規雇用の創出）等により推進。

少子高齢社会に対応した「安全・安心サービス生活拠点」を形成。

※ 創意型業務

- (イ) 高齢者生活支援業務（生活相談、安否確認、生活支援、NPOとの連携）
- (ロ) 子育て支援業務（長時間保育施設コーディネート）
- (ハ) IT活用による居住者支援業務（ネットワーク支援、情報提供サービス）
- (ニ) 快適・安心居住のための住替え支援業務
- (ホ) 利便施設経営

- 公団管理部門のスリム化

～ステップ2～

公団本体の特殊会社化

- 公団全体の経営改善努力の結集等により、
 - ① 継続事業の早期完了
 - ② 地価下落による一部土地資産の含み損の解消
 - ③ 既存賃貸住宅ストックに係る補給金の解消
 - ④ 事業・組織のスリム化を図る。
- こうした条件整備が整い次第速やかに、必要な措置を講じた政府全額出資の特殊会社に移行。

〔 ※ 必要な措置 (イ) 長期安定的な低利資金の確保
(ロ) 事業施行権限
(ハ) 新規事業のコスト低減のための措置 等 〕

都市公団の役割

- 公団は、経済構造改革のための重点的な政策課題である「都市再生の実施部隊」として不可欠な存在。

〔 ※：諸外国においても、都市再生に係るプロジェクトを推進するため、都市公団類似の機関が存在。〕

〔 * ストーン再開発庁 (BRA・米)、都市開発公社 (UDC・英)、国土整備公社 (EPA・仏) 〕

- 大都市におけるライフサイクルに応じた居住の安定・安心を確保していく上で、不足気味のファミリー向けや高齢者向けの良質な公団賃貸住宅は、「国民共有の貴重なストック」。